

日韓中ジュニア交流競技会佐賀大会競技会場設営業務 委託仕様書

1 委託業務名

第34回日・韓・中ジュニア交流競技会佐賀大会競技会場設営業務

2 事業目的

東アジア諸国との青少年スポーツ交流を促進し、相互理解を深めるとともに、各国のジュニア層の競技力向上を図るため、韓国及び中国の競技者を日本に招聘し、競技会を開催する。

3 委託内容

(1) 以下の競技会場における必要物品・備品等の運搬、設置及び撤去

	実施競技	会場市町	会場	必要物品等
1	テニス	佐賀市	SAGA サンライズパーク テニスフィールド (佐賀市日の出2丁目1番10号)	別紙1～3のとおり
2	ソフトテニス	佐賀市	佐賀県立森林公園 テニスコート (佐賀市久保田町大字徳万1897)	
3	ラグビー フットボール	佐賀市	SAGA サンライズパーク ボールフィールド (佐賀市日の出2丁目1番10号)	

(2) 留意事項

- ・会場ごとの設置場所については、競技を運営する各競技団体及び実行委員会と協議の上、設置すること。
- ・競技が終了した場合は、速やかに撤去すること。

(3) 実績報告

事業が完了したら、速やかに事業完了報告書（任意様式）を作成し委託者に提出すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

5 留意事項

- ・委託業務の実施に当たっては、当実行委員会と受託者で適宜協議を行い決定する。
- ・委託業務の実施に必要なかつ適切な人員配置を行うとともに、責任者を明確にし、業務に係る実行委員会又は、各競技団体からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・悪天候等のやむを得ない理由によって本事業が中止となった場合は、必要に応じ、経費の取扱いについて実行委員会と受託者で協議を行い決定すること。
- ・本事業の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県スポーツ協会が承諾した場合は、この限りではない。

- ・本事業の実施において申請・届出等が必要な場合については、受託者によりこれを行うこと。
- ・本事業の実施に係る設備・資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めること。
- ・受託者の責任による競技会場施設等の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。